

令和4年8月1日

お客様各位

高崎信用金庫

「未利用口座管理手数料」の適用対象口座の変更について

平素より、高崎信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、不正利用防止の観点から、令和3年10月1日以降に新規開設された口座について「未利用口座管理手数料」を適用させていただいておりますが、令和4年10月1日より適用対象を、下記のとおり変更させていただきます。

今後ともより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日（適用開始日） 令和4年10月1日

2. 変更内容（未利用口座の対象となる口座）

	対象口座（※1）	基準日
変更前	令和3年10月1日以降に開設された口座	令和3年10月1日
変更後	令和3年10月1日以降に開設された口座	令和3年10月1日
	令和3年9月30日以前に開設された口座	令和4年10月1日

（※1）対象口座には、普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引および貯蓄預金となります。

3. 対象となる口座について

・最後のお取引（お預入れ、払戻しまたは口座振替等）から2年以上、一度もお取引がなく残高が1万円未満の口座が対象となります。（※2）ただし、当該口座へのお利息入金および本件手数料の引落しはお取引に含まれません。

ただし、次の場合は対象となりません。

- ・普通預金口座等の預金残高が1万円以上の場合
- ・普通預金口座等の取引店舗で、定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、公共債、生命保険等の取引が1円以上ある場合
- ・普通預金口座等の取引店舗で融資取引がある場合

（※2）通帳等の盗難、紛失等により利用が停止されている口座も対象となります。

4. 未利用口座管理手数料

- ・年間1,320円（税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

5. 口座の解約について

- ・残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- ・一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

以上